

「旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令(案)」及び「旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準についての一部改正(案)」に関するパブリックコメントの募集について

1. 背景

平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バスに関する重大事故を契機として、貸切バスに関する安全性の確保について早急な対応が求められているところです。

国土交通省では、平成19年4月を重点監査月間として監査の充実を行ったほか、新規許可事業者に対する指導や既存事業者に対する呼出指導の実施の強化等を図っているところですが、今般、旅客自動車の安全性の確保等をより確実にするために、旅客自動車運送事業運輸規則等を改正し、過労運転の防止等の観点から、着地における乗務員の睡眠施設の確保義務の明確化を図るほか、貸切バスの事業実態をより詳細に把握するため、輸送実績報告におけるツアーバス引受実績の報告の義務化等を図ることとします。

なお、旅客自動車運送事業運輸規則等の改正に伴い、「旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」の一部改正も行うこととします。

また、その他所要の改正を行うこととします。

2. 改正の概要

<旅客自動車運送事業運輸規則等>

(1) 睡眠施設確保の義務付け等

1日の勤務時間中に乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合等乗務員に睡眠を与える必要がある場合に、旅客自動車運送事業者には乗務を終了する場所等において乗務員の睡眠のための施設を確保する義務があることを明確化します。

また、一般貸切旅客自動車運送事業者が運行ごとに作成する運行指示書に、乗務員の睡眠のための施設の位置及び名称を記載させることとするほか、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して、運転者に記録させる乗務記録に、乗務員が睡眠した施設の位置及び名称を記載させるよう義務付けることとします。

(2) 乗務記録、運行指示書の記載内容の充実

旅客自動車の運行の実態を把握するため、運転者が記録する乗務記録に旅客の乗車区間を、一般貸切旅客自動車運送事業者の運行指示書に旅客の乗車区間及び旅行業者等貸切契約の相手方を記載するように義務付けることとします。

(3) 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守の明確化

過労防止の観点から、事業者は、運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通大臣が告示で定める基準(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号))を遵守する必要がある旨を明確化します。

(4)その他所要の改正を行うこととします。

<旅客自動車運送事業等報告規則>

旅客自動車運送事業等報告規則に基づいて一般貸切旅客自動車運送事業者が提出している報告書の様式を改正し、当該事業者が実施している主な運行の形態及びそれぞれの回数を新たに記載させることとします。

<貨物自動車運送事業輸送安全規則等>

(1)過労防止の観点から事業者は、運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通大臣が告示で定める基準(貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号))を遵守する必要がある旨を明確化します。

(2)その他所要の改正を行うこととします。

<旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準>

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第420号、国自旅第145号、国自整第143号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第421号、国自旅第146号、国自整第144号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第422号、国自旅第147号、国自整第145号)についての一部改正を行うこととします。

(1)乗務員のための睡眠施設の確保義務違反に係る処分基準の設定

- ・未確保率20%未満の場合：「初違反 20日車」、「再違反 60日車」
- ・未確保率20%以上50%未満の場合：「初違反 40日車」、「再違反 120日車」
- ・未確保率50%以上の場合：「初違反 60日車」、「再違反 180日車」

(2)その他所要の改正を行うこととします。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 : 12月

施行 : 未定